

区民委員会報告資料

令和 7 年 8 月 1 9 日

報告事項件名	頁
1 令和 7 年度当初課税における特別区民税等の調定額について	2
2 主要収納金の決算見込みについて	4
3 令和 6 年度足立区納付案内センターの稼働実績について	9
4 特別区区民葬儀における助成制度の創設について	13

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和7年8月19日

件名

令和7年度当初課税における特別区民税等の調定額について

所管部課名

区民部課税課

内容

1 調定額

令和7年度の当初課税（令和7年6月30日現在の特別区民税・軽自動車税の課税状況）における調定額は、前年度と比較して特別区民税、軽自動車税ともに増額になった。

表1 調定額の比較

令和7年6月30日現在

区 分		6年度調定額 A	7年度調定額 B	増減額 B－A	前年度比 B／A	
特別区民税	普通徴収	10,972,412千円	11,955,631千円	983,219千円	108.96%	
	特別徴収	給与	35,064,389千円	39,843,197千円	4,778,808千円	113.63%
		年金	946,838千円	1,169,623千円	222,785千円	123.53%
	合 計	46,983,639千円 376,200人	52,968,451千円(C) 387,514人	5,984,812千円(D) 11,314人(E)	112.74% 103.01%	
軽自動車税	種別割	573,072千円 96,864台	584,503千円 97,296台	11,431千円 432台	101.99% 100.45%	
	環境性能割	10,201千円 457台	11,999千円 509台	1,798千円 52台	117.63% 111.38%	
	合 計	583,273千円 97,321台	596,502千円 97,805台	13,229千円(F) 484台(G)	102.27% 100.50%	

2 調定額の主な増減理由

(1) 特別区民税調定額は約530億円（表1（C））となり、前年度と比較して59億8千万円の増額（表1（D））となった。ただし、令和6年度に実施した定額減税の影響（約29億円）を除くと約30億円の増額となる。これは、東京都最低賃金の上昇（R5年1,113円→R6年1,163円）や、納税義務者が11,314人増加（表1（E））したことが影響したと想定される。

(2) 軽自動車税調定額は総課税台数が484台増加（表1（G））し、かつ、新税率・重課税率適用の車種が増加したことにより、1,300万円の増額（表1（F））となった。

(参考) 納税義務者数

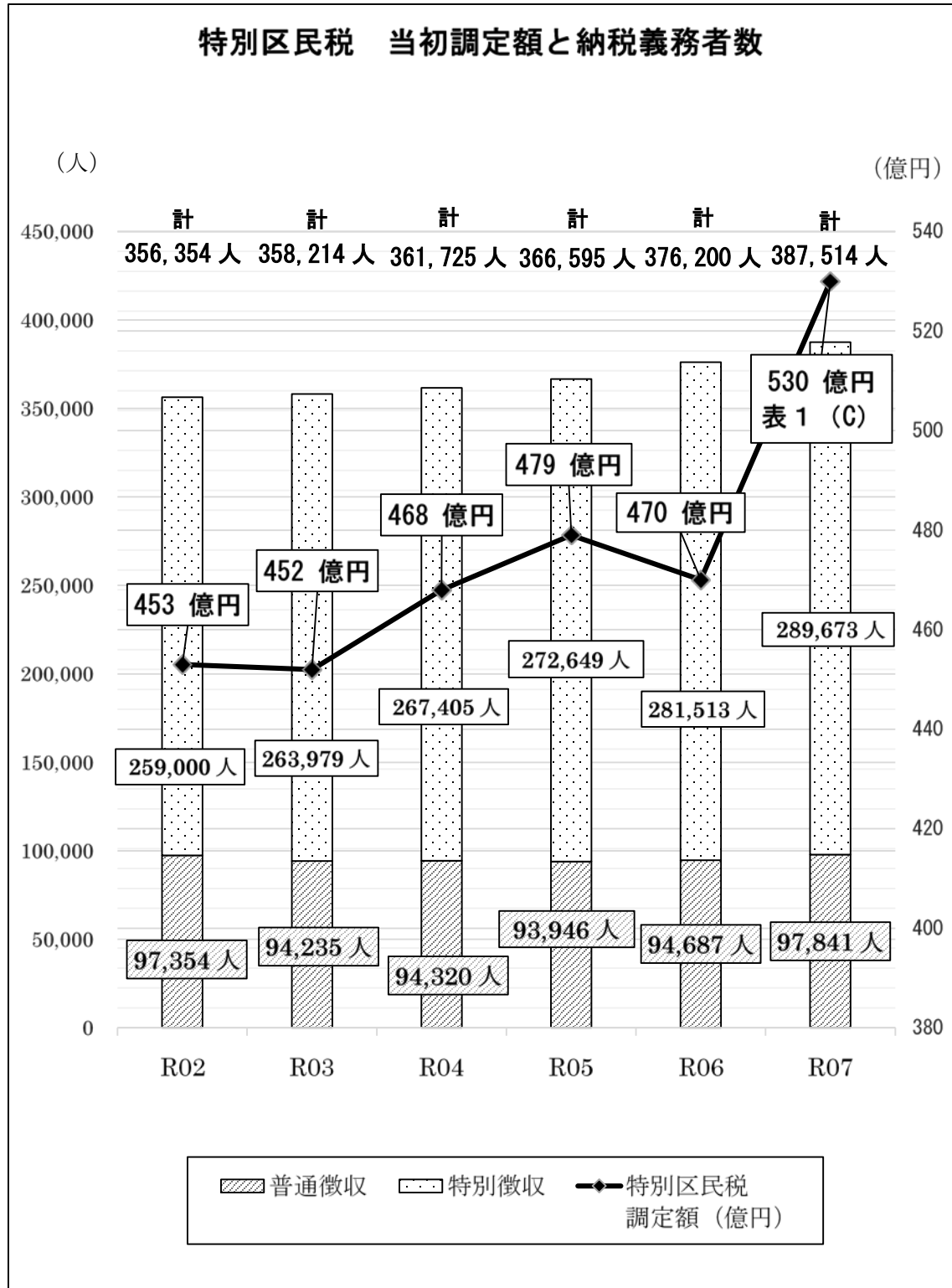
令和7年6月30日現在

区 分	6年度納税義務者数 A	7年度納税義務者数 B	増減 B－A	前年度比 B／A
普通徴収（納付書納付）	94,687人	97,841人	3,154人	103.33%
特別徴収 （収入が給与のみで天引きされている方）	262,021人	270,326人	8,305人	103.17%
特別徴収 （収入が年金のみで天引きされている方）	19,492人	19,347人	△145人	99.26%
合 計	376,200人	387,514人	11,314人	103.01%

3 今後の方針

扶養調査など、申告漏れや申告誤りの是正に取り組む。

(参考) 過去6年間の推移



区民委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	主要収納金の決算見込みについて																				
所管部課名	区民部納税課 国民健康保険課、高齢医療・年金課、産業経済部企業経営支援課、福祉部福祉管理課、親子支援課、介護保険課、生活支援推進課、都市建設部住宅課、学校運営部学務課、子ども家庭部保育・入園課、学童保育課																				
内 容	収納率向上対策委員会で、16の主な債権の令和6年度決算見込みの収納率、収納額、不納欠損額を取りまとめたので、以下のとおり報告する。																				
	1 令和6年度の収納状況と主な取組について																				
	(1) 収納状況																				
	主要収納金の収納額合計は、約872億5千万円余で前年度比約18億4千万円余の増（下表「主要収納金決算見込み数値」収納額合計欄の①参照、括弧内数値が増減額）となった。																				
	(2) 主な取組																				
	ア 口座振替キャンペーンの実施（特別区民税、国民健康保険料） 口座振替新規加入者の中から抽選で「足立区内共通商品券」が当たるキャンペーンを実施することで、口座振替者数の向上に努めた。																				
	イ SMSによる納付勧奨（特別区民税、介護保険料等） 口座振替日の事前案内を行うことで、残高不足による未納を防止した。																				
	ウ 金融機関への預貯金照会の電子化（生活保護費返還金） 財産調査結果の迅速な受領を可能にする電子照会を導入し、適正な保護費決定を行うことで、返還金の未然防止を図った。																				
	2 令和6年度の特徴について																				
	(1) 特別区民税の収納減（下表 No.1） 定額減税の影響により、収納額が9億円余減少した。																				
(2) 国民健康保険料の収納増（下表 No.3） 賦課額増加に伴い、収納額が14億円余増加した。																					
(3) 保育料の収納減（下表 No.15） 保育料第2子無償化の影響により、収納額が1億6千万円余減少した。																					
3 主要収納金決算見込み数値																					
(単位：千円 下段は前年度との増減、順位は前年度順位) (千円未満四捨五入を行っているため積算値が一部一致しない)																					
	<table><tr><th>No.</th><th>債権名</th><th>区分</th><th>収納率(%)</th><th>収納額（※1）</th><th>不納欠損額（※2）</th><th>23区 順位 （※3）</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">特別区民税 （納税課）</td><td>現年分</td><td>98.52 (0.05)</td><td>47,177,195 (▲911,056)</td><td rowspan="3">287,312 (64,885)</td><td rowspan="3">22 (22)</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td>40.06 (▲0.91)</td><td>527,859 (▲16,785)</td></tr><tr><td>計</td><td>96.95 (0.00)</td><td>47,705,054 (▲927,841)</td></tr></table>	No.	債権名	区分	収納率(%)	収納額（※1）	不納欠損額（※2）	23区 順位 （※3）	1	特別区民税 （納税課）	現年分	98.52 (0.05)	47,177,195 (▲911,056)	287,312 (64,885)	22 (22)	滞納繰越分	40.06 (▲0.91)	527,859 (▲16,785)	計	96.95 (0.00)	47,705,054 (▲927,841)
No.	債権名	区分	収納率(%)	収納額（※1）	不納欠損額（※2）	23区 順位 （※3）															
1	特別区民税 （納税課）	現年分	98.52 (0.05)	47,177,195 (▲911,056)	287,312 (64,885)	22 (22)															
		滞納繰越分	40.06 (▲0.91)	527,859 (▲16,785)																	
		計	96.95 (0.00)	47,705,054 (▲927,841)																	

No.	債権名	区分	収納率(%)	収納額 (※1)	不納欠損額 (※2)	23区 順位 (※3)
2	軽自動車税 【種別割】 (納税課)	現年分	97.03 (0.28)	553,349 (12,794)	10,871 (4,034)	21 (20)
		滞納繰越分	22.30 (0.23)	10,135 (205)		
		計	91.51 (0.33)	563,484 (12,999)		
3	国民健康保険料 (国民健康保険課)	現年分	87.98 (▲0.91)	15,505,347 (1,424,014)	925,570 (▲20,632)	19 (18)
		滞納繰越分	23.99 (▲0.04)	746,439 (2,303)		
		計	78.38 (0.10)	16,251,786 (1,426,317)		
4	後期高齢者医療保険料 (高齢医療・年金課)	現年分	99.37 (▲0.14)	7,759,269 (583,390)	18,291 (13)	7 (5)
		滞納繰越分	41.71 (▲3.33)	32,625 (▲1,775)		
		計	98.79 (▲0.14)	7,791,894 (581,615)		
5	介護保険料 (介護保険課)	現年分	99.08 (▲0.02)	13,000,902 (944,518)	84,305 (▲22,027)	10 (10)
		滞納繰越分	27.31 (4.29)	77,549 (5,925)		
		計	97.56 (0.36)	13,078,451 (950,443)		
6	信用保証料補助金返還金 (企業経営支援課)	現年分	96.44 (▲2.51)	37,813 (9,500)	63 (63)	
		滞納繰越分	0.15 (▲69.92)	1 (▲830)		
		計	94.86 (▲2.94)	37,814 (8,670)		
7	応急小口資金貸付金 (福祉管理課)	現年分	94.09 (▲4.73)	943 (▲19)	0 (0)	
		滞納繰越分	16.48 (3.16)	195 (15)		
		計	52.07 (2.97)	1,139 (▲4)		
8	生業資金貸付金等福祉部貸付金 (福祉管理課)	現年分	100.00 (0.00)	457 (▲602)	1,619 (282)	
		滞納繰越分	4.60 (▲1.99)	1,568 (▲929)		
		計	5.86 (▲3.26)	2,025 (▲1,531)		
9	児童扶養手当返還金 (親子支援課)	現年分	76.98 (25.21)	5,615 (1,894)	1,537 (▲2,256)	
		滞納繰越分	9.23 (▲1.48)	2,409 (▲760)		
		計	24.03 (5.29)	8,024 (1,134)		

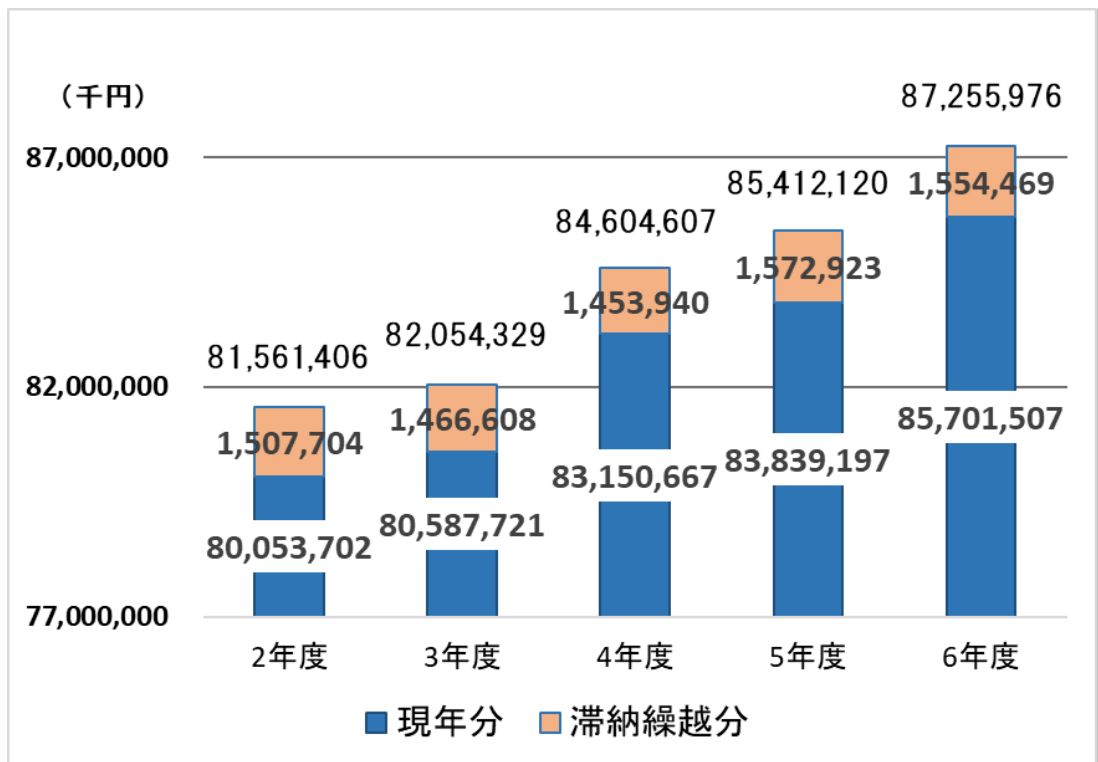
No.	債権名	区分	収納率(%)	収納額 (※1)	不納欠損額 (※2)
10	児童育成手当 返還金 (親子支援課)	現年分	34.41 (▲36.53)	447 (▲654)	216 (123)
		滞納繰越分	12.81 (▲5.99)	1,186 (▲874)	
		計	15.47 (▲9.80)	1,633 (▲1,528)	
11	児童手当返還 金 (親子支援課)	現年分	62.70 (▲0.61)	5,210 (▲415)	675 (▲1,195)
		滞納繰越分	23.16 (▲19.06)	1,743 (▲2,762)	
		計	43.91 (▲7.89)	6,953 (▲3,177)	
12	生活保護費返 還金 (生活支援推進課)	現年分	48.74 (▲6.55)	383,814 (▲39,276)	132,444 (▲101,687)
		滞納繰越分	5.72 (0.23)	141,047 (4,207)	
		計	16.14 (▲1.04)	524,861 (▲35,069)	
13	一般区営住宅 使用料 (住宅課)	現年分	99.84 (0.07)	156,478 (▲2,574)	0 (0)
		滞納繰越分	77.55 (23.38)	888 (▲41)	
		計	99.68 (0.39)	157,366 (▲2,615)	
14	育英資金貸付 償還金 (学務課)	現年分	95.71 (▲1.08)	72,551 (▲7,279)	1,274 (1,274)
		滞納繰越分	11.92 (▲4.23)	3,067 (▲1,343)	
		計	74.48 (▲2.25)	75,618 (▲8,622)	
15	保育料 (保育・入園課)	現年分	99.48 (▲0.09)	745,410 (▲158,265)	1,472 (▲1,587)
		滞納繰越分	53.54 (▲0.02)	5,876 (▲5,105)	
		計	98.82 (0.27)	751,286 (▲163,370)	
16	学童保育室保 護者負担金 (学童保育課)	現年分	99.44 (0.17)	296,706 (6,339)	258 (146)
		滞納繰越分	46.89 (▲1.96)	1,882 (95)	
		計	98.74 (0.10)	298,588 (6,434)	
	合計	現年分	96.15 (▲0.36)	85,701,507 (1,862,310)	1,465,907 (▲78,564)
		滞納繰越分	20.94 (▲0.04)	1,554,469 (▲18,454)	
		計	90.37 (▲0.14)	87,255,976 (1,843,856)	

※1 収納額は、納めすぎなどにより返還すべき額のうち未返還の額を含む。

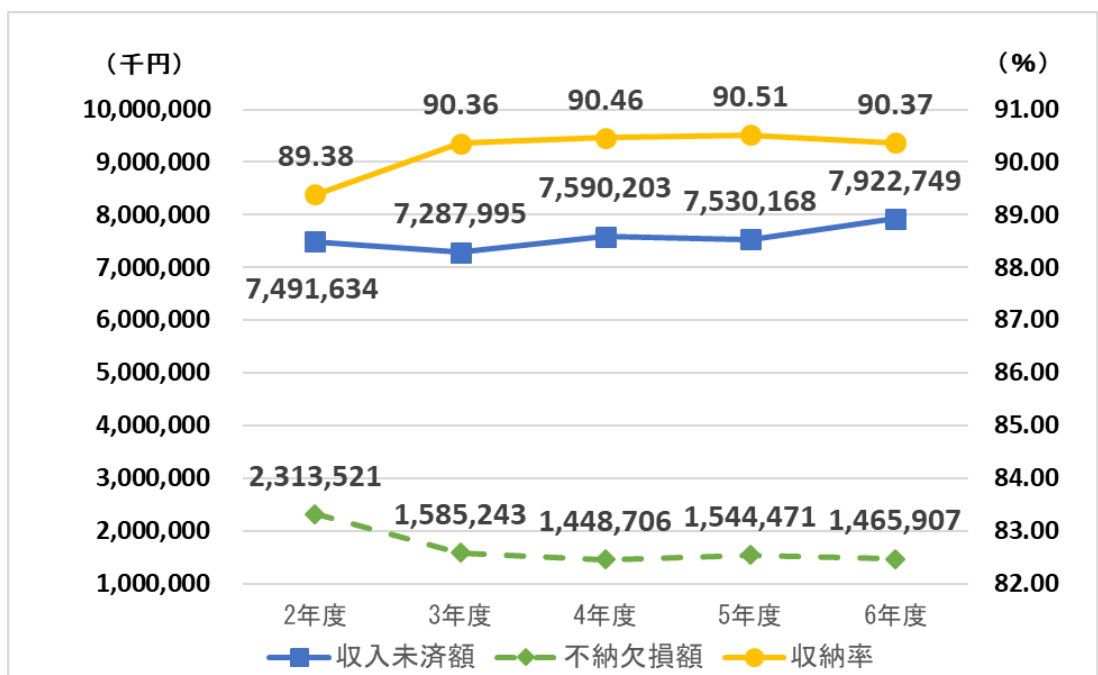
※2 不納欠損額とは、調査等の結果、今後も徴収を見込めず、納付義務を消滅させた額。不納欠損額が減ることで、収納状況が健全化する。

※3 4 公金及び軽自動車税についてのみ23区順位を掲載する。

【参考１】過去５年間の主要収納金収納額（合計）の推移



【参考２】過去５年間の主要収納金収納率、不納欠損額及び収入未済額(※４)
(合計)の推移



※４ 収入未済額とは、収入すべき額のうち、その年度に収入できなかった額。収入未済額が減ること、収納状況が健全化する。

4 今後の方針

収納率向上対策委員会において情報共有を行い、以下のような対策に所管横断的に取り組んでいく。

(1) 滞納させない対策

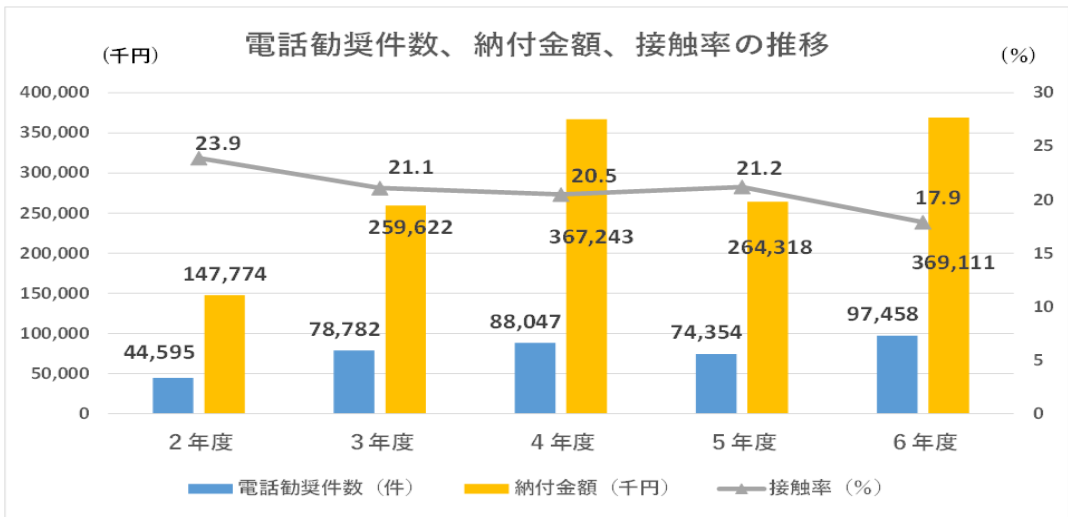
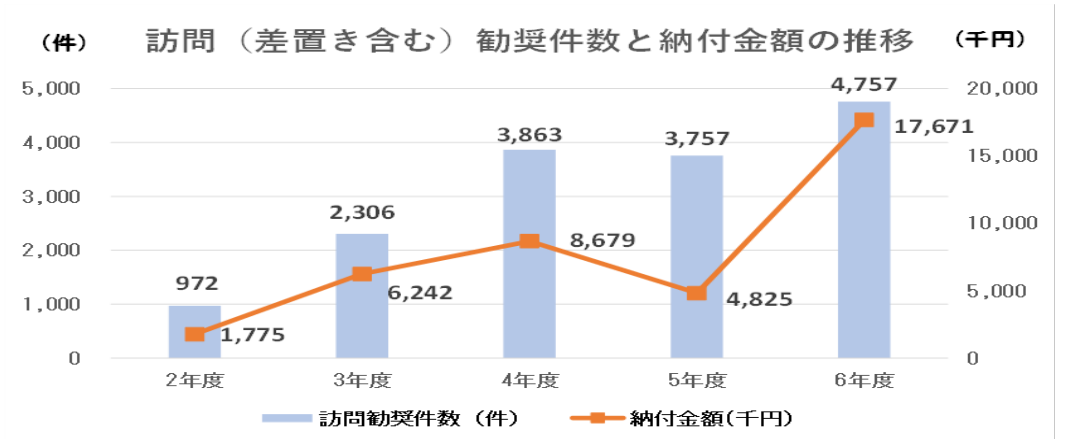
庁内組織、関係機関、団体と連携した期限内納付の勧奨、口座振替の推進等

(2) わかりやすい情報発信

SMSの活用促進、ホームページと連動した外国語による案内等

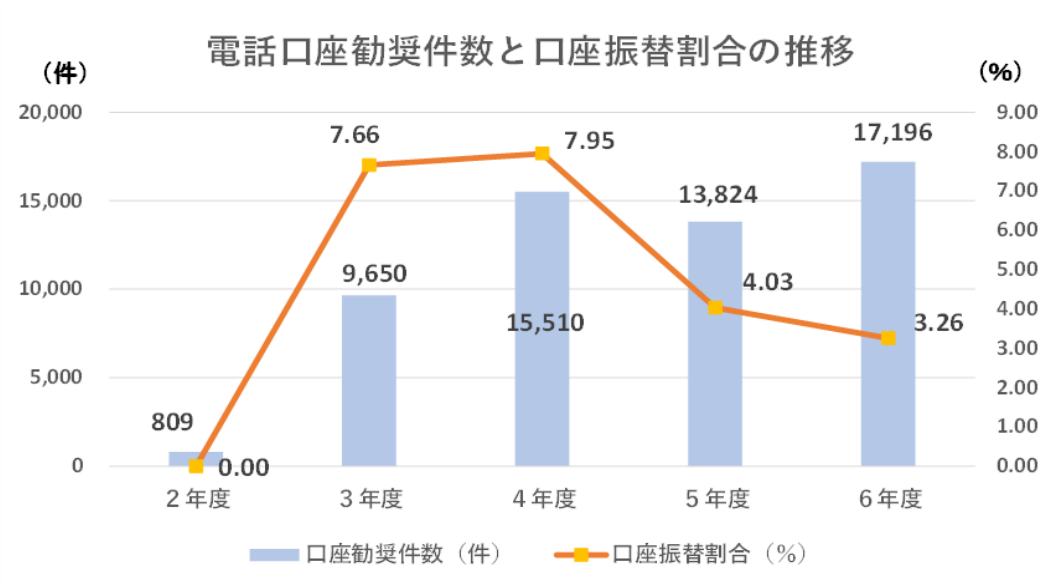
区民委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	令和6年度足立区納付案内センターの稼働実績について																																										
所管部課名	区民部特別収納対策課																																										
内容	納付案内センター（概要は11ページ参照）は、住民税や国民健康保険料等の滞納防止及び自主納付の動機付けや納期限を経過した対象者と早期に接触するため、電話や訪問、SMSによる納付勧奨を行っている。 令和6年度の稼働実績について、以下のとおり報告する。 1 納付案内センターの稼働実績 （1）電話勧奨 令和6年度は各課の依頼件数の増加に伴い、委託事業者の体制を見直し、昨年度と比較して勧奨件数を約30%増加させることで、特に4公金の勧奨件数及び納付金額の増加につなげることができた。 電話勧奨件数、納付金額、接触率の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>電話勧奨件数 (件)</th><th>納付金額 (千円)</th><th>接触率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2年度</td><td>44,595</td><td>147,774</td><td>23.9</td></tr><tr><td>3年度</td><td>78,782</td><td>259,622</td><td>21.1</td></tr><tr><td>4年度</td><td>88,047</td><td>367,243</td><td>20.5</td></tr><tr><td>5年度</td><td>74,354</td><td>264,318</td><td>21.2</td></tr><tr><td>6年度</td><td>97,458</td><td>369,111</td><td>17.9</td></tr></tbody></table> （2）訪問勧奨 訪問勧奨時に本人と会えない場合は、文書を投函する「差置き」を実施した。令和6年度は、新たに軽自動車税の訪問（差置き）を実施し、訪問勧奨件数を伸ばすことができた。 訪問（差置き含む）勧奨件数と納付金額の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>訪問勧奨件数 (件)</th><th>納付金額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2年度</td><td>972</td><td>1,775</td></tr><tr><td>3年度</td><td>2,306</td><td>6,242</td></tr><tr><td>4年度</td><td>3,863</td><td>8,679</td></tr><tr><td>5年度</td><td>3,757</td><td>4,825</td></tr><tr><td>6年度</td><td>4,757</td><td>17,671</td></tr></tbody></table>	年度	電話勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)	接触率 (%)	2年度	44,595	147,774	23.9	3年度	78,782	259,622	21.1	4年度	88,047	367,243	20.5	5年度	74,354	264,318	21.2	6年度	97,458	369,111	17.9	年度	訪問勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)	2年度	972	1,775	3年度	2,306	6,242	4年度	3,863	8,679	5年度	3,757	4,825	6年度	4,757	17,671
年度	電話勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)	接触率 (%)																																								
2年度	44,595	147,774	23.9																																								
3年度	78,782	259,622	21.1																																								
4年度	88,047	367,243	20.5																																								
5年度	74,354	264,318	21.2																																								
6年度	97,458	369,111	17.9																																								
年度	訪問勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)																																									
2年度	972	1,775																																									
3年度	2,306	6,242																																									
4年度	3,863	8,679																																									
5年度	3,757	4,825																																									
6年度	4,757	17,671																																									

(3) 電話による口座振替勧奨

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料について、口座振替勧奨を行うことで、令和6年度は560件（昨年度は557件）の口座振替の新規加入につなげることができた。

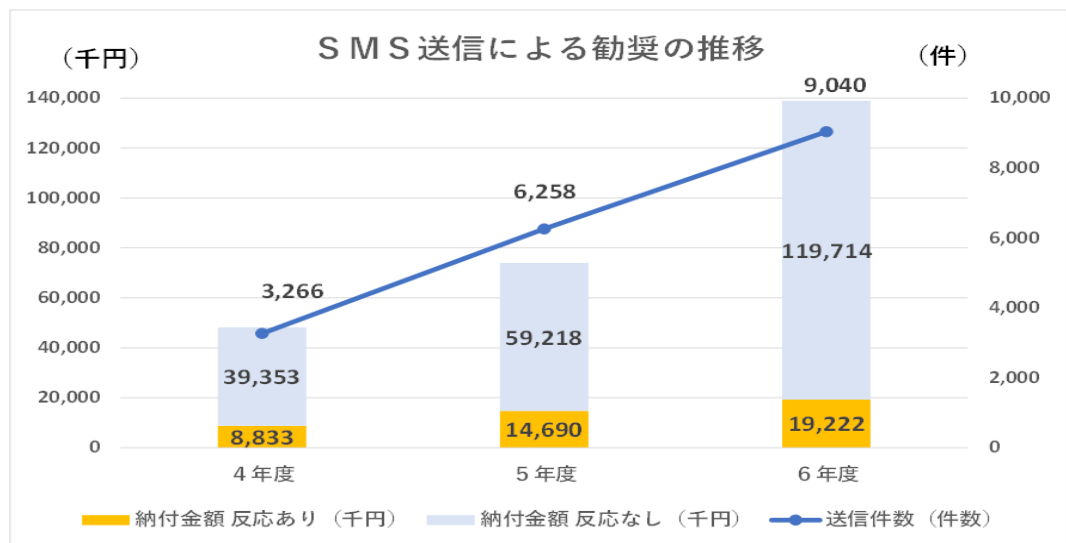


(4) SMS送信による勧奨

複数の携帯電話やスマートフォンの電話番号に一斉にメッセージを送信できるSMS送信サービス（ショート・メッセージ・サービス）による納付勧奨を行っている。

ア SMSの実績

令和6年度は、SMS送信機器のSIMカードを増設したことにより、送信件数を約40%増やすことができ、納付金額の増額につなげることができた。



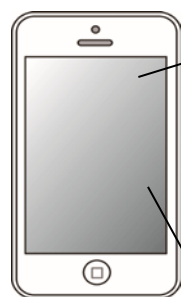
- ※ 反応ありは送信したメッセージに対して折り返しの連絡があったもの
- ※ 反応なしは送信したメッセージに対して折り返しの連絡がなかったもの
- ※ 納付件数・納付金額は、メッセージ送信後2か月以内に納付された件数及び金額である

イ その他のSMS送信実績

(単位：件)

	送信内容	送信件数
1	特別区民税・都民税口座振替日案内	459
2	介護保険料口座振替日案内	1,877
3	後期高齢者医療保険料口座勧奨案内	51
4	学童保育室保護者負担金督促状送付案内	1,400
5	特別区民税・都民税口座振替新規加入キャンペーン	2,822
6	国民健康保険料口座振替新規加入キャンペーン	897
合 計		7,506

【送信イメージ】



《納付勧奨メッセージ》

足立区納付案内センターです。〇〇月〇〇日、〇〇〇〇〇〇の件で03-3880-8651または03-3880-8661の番号からお電話しましたが繋がらず、送信させていただきました。お手数ですが上記の番号まで折り返しご連絡ください。
※このSMSは送信専用のため返信は受けられません。

《口座振替日案内メッセージ》

足立区納付案内センターです。〇〇月〇〇日は〇〇〇第〇期の口座振替日です。事前に残高の確認をお願いいたします。
問合せ先：〇〇課 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※このSMSは送信専用のため返信は受けられません。

【参考】

納付案内センターの概要

- 1 業務体制（令和7年5月1日現在）
 - (1) 業務責任者1名
 - (2) 副業務責任者2名
 - (3) 電話または訪問による納付勧奨業務従事者6名
- 2 業務時間
 - (1) 月・火・金 11時～20時
 - (2) 土・日・祝 10時～19時
 - (3) 水・木 休業日

※ なお、年末年始と庁舎閉館日等は休業
- 3 経費

令和6年度委託料 50,315千円
(令和5年度委託料 48,012千円)
- 4 委託事業者

株式会社アイティフォー・ベックス

	2 今後の方針 (1) 納付案内センターの稼働により、全体で約5億3千万円の納付効果があった。 (2) SMSは滞納者本人に直接メッセージを送信できるため、納付勧奨に高い効果がある。今後も送信件数の増加や外国語対応に取り組み、SMSのより効果的な活用に取り組んでいく。
--	--

区民委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	特別区区民葬儀における助成制度の創設について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内容	令和7年8月1日、特別区区長会から「特別区区民葬儀における助成制度の創設について」が別紙のとおり公表されたので報告する。 1 特別区区民葬儀の概要 別紙のとおり 2 助成制度創設の理由 別紙のとおり 3 東京博善株式会社が運営する特別区内の火葬場 (1) <u>町屋</u>、<u>四ツ木</u>、落合、杉並区堀之内、代々幡、桐ヶ谷の6火葬場を運営している。 (2) 特別区における区民葬儀利用者での東京博善(株)火葬場の利用率は約9割である。 (3) 当区における区民葬儀利用者での東京博善(株)火葬場の利用率は約5割である。 4 東京博善(株)火葬場の火葬料金 一般料金 90,000円 区民葬儀 59,600円（差額30,400円） 5 令和6年度の足立区死亡者数と区民葬儀利用者等 (1) 死亡数 8,951人 (2) 区民葬儀利用者 約970人 (3) 上記(2)のうち町屋、四ツ木火葬場の利用者 約440人 6 助成内容及び助成期間 別紙のとおり 7 今後の方針 助成額及び助成手続き等制度の詳細が確定したら、来年度予算に計上する。

令和 7 年 8 月 1 日
特 別 区 長 会

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

特別区は令和 8 年度から当面の間、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した区民を対象とする、23 区共通の助成制度を創設します。

助成額及び助成手続き等制度の詳細については、令和 8 年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。

1 特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）とは

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。終戦後、都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われています。

区民葬儀券は、各区役所の交付窓口で発行し、利用者は区民葬儀券〔祭壇券、霊柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の 3 区分〕の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用することができます。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱いえません。

2 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先である、特別区内で 6 か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を公表※しました。

また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、総合的に判断しました。

※ 令和 6 年 12 月、東京博善株式会社から特別区に対し、区民葬儀事業の運営について、見直しの提案がありました。その後、協議の結果、同社は令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取り止めることとなりました。

また、同社は、区民葬儀の取扱いを取り止めるに伴う差額分を、火葬料金の値下げとして利用者へ還元する意向を示しています。

3 助成期間

令和 8 年度から当面の間

4 助成内容

区民葬儀の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場（区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民営火葬場）を利用した区民に対し、助成を行います。

5 助成額及び助成手続き等制度の詳細

令和8年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。

6 火葬場のあり方に係る特別区の取り組み

現在、特別区内には、9か所の火葬場が設置されており、このうち7か所は民間企業が経営しています。いずれの火葬場も「墓地、埋葬等に関する法律」の制定以前に開設された火葬場であり、特別区の区域においては、明治時代から、民間による経営・管理が行われてきた歴史的な経緯があり、現在に至っています。

特別区はこれまでも必要に応じ、特別区内で火葬場を経営する民間企業に対して、適正な火葬場の経営・管理について要請し、同法第18条の規定に基づく検査等を実施しています。

令和6年8月には、特別区内の民営火葬場経営における永続性・非営利性の確保を目的に、国に対して、制度改正を要請しました。

今後も、特別区の区域における火葬場のあり方について、引き続き検討するとともに、必要に応じて国への要請等も行っていきます。

特別区のこれまでの取り組み状況については、特別区長会ホームページをご参照ください。

・ https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota_kotsudo.html

【参考】特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

・ 会長：吉住 健一（新宿区長）

・ 事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3丁目5－1 東京区政会館19階）

【連絡先】

特別区長会事務局 環境衛生担当課長 広田 史憲
電話 5210－9560（直通）